

議案第 90 号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ，投票管理者及び投票立会人について交替制とする場合に対応した報酬額を定めるほか，1日の報酬額を改定するため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表投票管理者の項報酬額の欄を次のように改める。

19,000 (職務に従事する時間が6時間30分以内の場合は9,500)

別表投票立会人の項報酬額の欄を次のように改める。

16,000 (職務に従事する時間が6時間30分以内の場合は8,000)

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され，又は告示される選挙又は投票について適用し，施行日の前日までにその期日を公示され，又は告示された選挙又は投票については，なお従前の例による。